

市・県民税の申告はお早めに！

平成27年度市・県民税の申告を

2月9日(月)から3月16日(月)まで

受け付けます

間税務課市民税係 ☎6767

申告書は前回の申告状況により、申告が必要と思われるかたに郵送しています。内容をご確認の上、期間内の申告をお願いします。また、申告書が郵送されなにかたでも、申告が必要な場合があります。下記の図で確認し、必要な場合には申告をお願いします。

●申告・相談受付日時

2月9日(月)～3月16日(月)

▼午前8時40分～11時30分

▼午後1時～4時

※土・日・祝日を除きます。

ただし、3月8日(日)は受け付けます。(開庁は午前8時からです)

※申告記載相談は午前8時50分からです。

●会場
市役所新館5階会議室

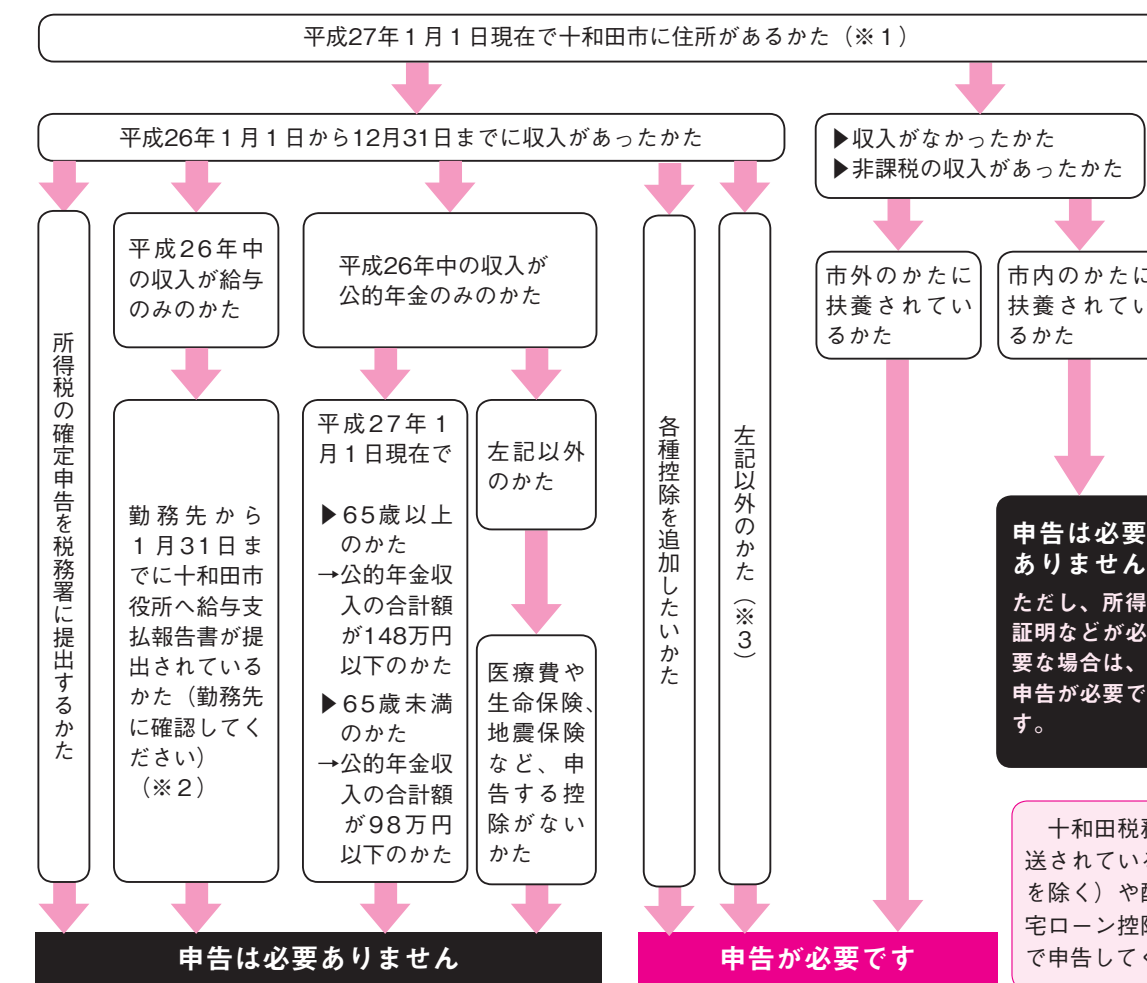


☑ 申告に必要なものをチェックしましょう

- ☐①申告書および申告受付票 (申告会場、十和田湖支所にもあります)
- ☐②印鑑 (朱肉の必要なもの)
- ☐③給与や年金の源泉徴収票
- ☐④作成した営業・農業・不動産などの収支内訳書または帳簿など
※領収書は経費ごとに必ず整理・集計してください。
- ☐⑤平成26年中に支払った次の領収書を集計したもの
▷国民年金保険料▷国民健康保険税▷介護保険料▷後期高齢者医療保険料▷生命保険料 (一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料)▷地震保険料▷医療費の控除証明書や領収書など
※領収書は必ず集計してください。
- ☐⑥本人または扶養される人が障害者などであることを証明するもの (障害者手帳など)
書類は必ず整理・集計し、**事業所得などのあるかたは、収支内訳書を作成の上、持参**してください。整理・集計していない場合や収支内訳書を作成していない場合は、職員の指導のもとで整理・収支内訳書作成後の受け付けとなります。



申告が必要なのか確認しましょう



申告は必要ありません
ただし、所得証明が必要な場合は、申告が必要です。

十和田税務署から確定申告書が郵送されているかた、譲渡所得(収入を除く)や配当所得があるかた、住宅ローン控除1年目のかたは税務署で申告してください。

(※1) 平成27年1月1日現在で十和田市に住所がないかたは、1月1日現在の住所地で申告してください。
(※2) 給与支払報告書により課税されるかたで、各種控除の追加を受けようとするかたは、申告が必要です。
(※3) 公的年金の収入が400万円以下かつ年金以外の所得が20万円以下のかた、および、年末調整済給与があり、かつ年末調整済給与以外の所得が20万円以下のかたは、所得税法の改正により確定申告は不要となりましたが、市・県民税の申告は必要です。

◆自分で書いて提出もできます

申告時間の軽減や自分の申告内容の把握のため、自書申告を推進しています。自分で申告書を作成されたかたは、郵送で提出してください。不明な点があれば後日、照会します。

◆申告をしなかった場合

▼国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の適用や、国民年金保険料の免除が受けられない場合があります。
▼保育所への入所、市営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機関からの借り入れなどに必要な所得証明書などの交付が受けられません。

◆上場株式など配当の確定申告をする場合の注意点

上場株式などの配当などについては、基本的には源泉徴収のみで課税が完了しますが、確定申告をする必要はなく、国民健康保険税の算定や扶養控除の判定となる所得に

◆東日本大震災に対する寄附金控除

は算入されません。配当控除や損益通算によって税額の還付を受ける場合は、確定申告が必要となりますが、確定申告をすることによって、国民健康保険税の算定や扶養控除などの判定をする際の所得として算入されますので、注意が必要です。

◆その他

税務署から確定申告書が郵送されたかたには市・県民税の申告案内は行いません。申告が必要なかたで申告書の郵送を希望するかたはご連絡ください。
※申告書は、市ホームページからもダウンロードできます。

便利なe-TAX(パソコン申告)をお勧めします

ご自身でパソコンを使用し、申告書を作成するコーナーを設置。指導員が操作の仕方を説明します。

▲会場内にe-TAXコーナーを設置します

平成26年分確定申告のお知らせ
間十和田税務署 ☎3151
とき 2月9日(月)～3月16日(月) ※土・日・祝日を除く。
午前9時～午後5時
ところ 十和田奥入瀬合同庁舎1階

種類	申告・納期限
所得税・復興特別所得税、贈与税	3月16日(月)
消費税・地方消費税	3月31日(火)

※国税庁ホームページからも申告できます。